

豊川市監査公表第19号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があるので、別紙のとおり公表する。

令和7年6月11日

豊川市監査委員	井 田 哲 明
同	鈴 木 篤 男
同	星 川 博 文

【別紙】

定例監査の結果に基づく措置通知書

(消防本部(総務課・予防課・通信指令課・消防署))

監査実施期間 令和6年11月20日から  
令和7年 2月 6日まで

豊川市監査公表第16号分

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(改善事項)</p> <p>1 救急業務委託契約において、現行の契約書は自動更新条項が設けられており、毎年度、更新事務を行っていなかった。地方自治法第232条の3は、「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。」と規定している。したがって、本契約のように後年度予算の裏付けのない契約において、自動更新条項を設けることはできない。そのため、適正な事務となるよう改善されたい。</p>	<p>(改善事項)</p> <p>1 救急業務委託において、令和7年3月に各医療機関の担当者と契約内容を協議し「自動更新条項」を削除して、令和7年4月1日付けで各医療機関と契約(単年度契約)を締結しました。</p> <p>今後は、関係法令等に基づき適正な契約事務を執行していきます。</p>

(注) 上記の措置状況は、令和7年6月3日現在のものである。